

カコモン解説—民法総則

- 【1】 (1) ○ 3-1 →胎児に養子縁組能力(-)、cf. 成年被後見人は意思能力あれば単独で○ 792-1  
 (2) ○ 3-1, 779-1, 3 →父は胎児を認知可、母の承諾必要、cf. 胎児側からの認知請求は×  
 (3) × 818-1 →子出生前の離婚、G母の単独親権、R出生後、協議で父とすること可、  
 cf. 協議離婚に際し、夫婦間にその共同親権に服する未成年の子あるとき 763-1, 2  
 (4) ○ 3-1 →胎児が遺贈を受けること可、cf. 贈与契約、死因贈与契約は×  
 (5) ○ 3-1 →胎児は相続能力(+)、代襲相続含む
- 【2】 (1) ○ 3-2 →G内外人平等主義、R法令 or 条約による制限、船舶や航空機の所有等  
 (2) ○ 3-2 →権利能力(-)の場合は、信託受益者として利益を享受するの×  
 (3) ○? 35-1 →G外国法人は不認許、R国+国の行政区画、外国会社、法律 or 条約で認許  
 された外国法人は認許、商事会社、民事会社の区別は会社法上廃止された  
 (4) ○? 35-1 →外国会社が日本において継続取引をする場合の営業所設置義務は廃止された、  
 現在では、外会が日本において事務所を設けたときに限って正しい記述となる  
 (5) × 35-1 →G内国法人と同一の権能、R外国人が共有できない権利等につき権能(-)
- 【3】 (1) × 機理-2 →理事の代表権に加えた制限は、善三に対抗不可、代表権制限の登記も×  
 (2) × 100-2, 192-4 →代理では、法律効果に影響を与える善悪は代理人で判断(G)、即取可  
 (3) × 不能-1, 2 →一般法人法78条等の適用は代表機関の行為のみ、個人責任 or 715で処理  
 (4) × 不能-1, 2, 714-1, 2 →715は過失責任、理事が現実選任監督をしてなければ責任(-)  
 (5) ○ 714-1 →被用者の行為は715条の問題、業務執行行為の範囲内か否かは外形判断説に  
 よるが、実際は範囲外である点につき悪重の相手方は保護されない
- 【4】 (ア) × 機理-3 →理事の復任、G×、R法人の許諾 or 已事あり +定款等で禁止(-)なら○  
 (イ) × 機監-1 →監事は理事の職務執行を監査する、業務調査権、財産状況調査権とも(+)  
 (ウ) × 機総-2 →理事等が欠けたとき、裁判所は、必要有と認めるときは、利害関係人の  
 申立により、仮理事等選任可、申立権者は利のみ、選任主体は裁判所  
 (エ) × 機理-3 →利益相反取引、社員総会 or 理事会の承認要だが、代表は原則どおり、  
 cf. 利益相反訴訟、G監事が代表する、R監事(-)の1社は社員総会で選任  
 (オ) ○ 機監-1 →監事には監査報告の作成、備置き義務有、法人の債権者は閲覧請求可  
 (カ) × 機社-1 →社総の招集権者、G理事、R少数社員(議決権の1/10 or 1/5以下の定別)、  
 cf. 理事に不正行為等ある場合、監事に理事会招集請求権、招集権有 機監-1
- 【5】 1 ○ 7-2, 11-2 →成被の行為は同意あっても取消可、後に同意権(-)、但し、日常生活行為等、  
 被保が保の同意を得てした13条行為は取消不可、cf. 13条以外は同意不要  
 2 × 826-1, 4→特代 or 臨時保佐人不選任の効果、無権代理 or 同意(-)擬制、  
 無権代理では本人側に取消権(-)、相手方たる法代の取消権は利相該当で×、114-1  
 同意(-)擬制では取消可だが、保佐人による取消は、利相該当で× 876-2  
 3 × 100-3 →代理人は能力者たることを要せず、成被も意思能力あれば○  
 4 × 20-2 →制能が詐術を用いた場合、本人、保護者とも取消不可、成被も同様  
 5 × 4-1, 122-2 →いずれも保護者に追認権(+)、有効な追認あれば、以降取消不可
- 【6】 ア ○ 7-1, 15-1 →成被(但し、本心服)、被保、被助とも、本人は審判の請求権者たりうる  
 イ × 7-2 →G取消可、R日用品購入等の日常生活行為と身分行為は取消不可  
 ウ × 11-3 →13条行為の一部につき、被保に行為能力を与えるのは×、cf. ①13条行為以外  
 の制限は○、②被助では同意を要する行為を13条行為から選択する 15-2  
 エ ○ 11-4 →保佐人が不当に同意を与えないとき、家裁は同意に代わる許可可 ≒被助 15-3  
 オ ○ 11-4, 15-3 →家裁は審判の請求権者等の請求により、保佐人補助人に代理権付与可
- 【7】 1 × 機理-2 →理事の代表権濫用、93類推で、相手方善無なら有効、悪有なら無効、  
 相手方が善無なら法人は無効主張不可だが、善有なら無効主張可  
 2 × 機理-2 →理事の越権行為、G法人に効果帰属(-)、R定款等による制限につき相手方善  
 or 定款等による制限につき悪だが、今回の取引の代表権につき善無、で(+)  
 3 ○ 不能-1, 2 →外形判断により職務との関連性(+), 理事による不法行為の効果、  
 G法人として不法行為責任(+), R相手方悪重なら法人の責任(-)  
 4 × 不能-1, 2 →法人として不法行為責任を負う場合、行為者個人も連帯責任を負う  
 5 × 100-2, 192-4 →代理では、法律効果に影響を与える善悪は代理人で判断(G)、即取不可

- 【8】 (1) ○ 4-3 →単なる権利取得 or 義務免除該当、単独で○、cf. 弁済を受けるのは×  
 (2) × 7-2 →後見人に同意権(-)、与えても無効で、同意に基づく行為は取消可  
 (3) ○ 7-1 →本人(但し、本心服)も後見開始の審判の請求可、cf. 失踪宣告の請求 30-1  
 (4) ○ 11-2→相続の承認、放棄は13条行為該当で同意要、同意(-)なら法定単純承認も取消可  
 (5) ○ 7-1, 11-1, 15-1 →成被、被保、被助とも制能の審判の効果として補助者が付される
- 【9】 (1) × 750-1 →G成年擬制の効果は婚姻の取消や解消あっても不消滅、R不適齢婚の取消  
 (2) × 100-3 →→代理人は能力者たることを要せず、未成年者や成被も意思能力あれば○  
 (3) ○ 158-1 →未や成被に法代ない場合、能力回復 or 法代就職から6月間、時効不完成  
 (4) × 4-5, 120-1 →制能は意思能力ある限り、単独で有効に取消可、法代の同意不要  
 (5) × 4-3 →負担付贈与、遺贈は、受諾、拒絶とも×、cf. 負担のない贈与遺贈の受諾は○
- 【10】 (1) ○ 750-1 →未成年者は婚姻により成年擬制だが、成被、被保、被助は能力者とならない  
 (2) ○ 3-3 →就学前幼児は意思能力(-)、意思能力を欠く法律行為は無効、但し、立証必要  
 (3) × 4-4 →許可は一種 or 数種の営業に関するものでなければならない、不特定不可  
 (4) ○ 4-5 →同意の相手方は未成年者、取引の相手方いずれも○、cf. 未への追認は×  
 (5) ○ 120-1 →制能は意思能力ある限り、単独で有効に取消可、法代の同意不要
- 【11】 (ア) × 4-5, 120-1 →制能は意思能力ある限り、単独で有効に取消可、法代の同意不要  
 (イ) ○ 122-2 →制能は取消につき行為能力(+ )だが、追認につき(-)、同意を得れば○  
 (ウ) × 20-1 →未に意思表示の受領能力(-)で、丙に対する催告は無効、追認の効果不発生、  
 cf. 法代に催告し、確答不発信なら、G追認擬制、R後監あれば取消擬制  
 (エ) ○ 120-2 →制能取消では現存利益の返還で足るが、入学金は現存利益該当で要返還  
 (オ) × 20-2 →第三者が相手方に詐術を用いた場合、制能の詐術非該当で取消可
- 【12】 (ア) × 120-1, 2, 192-3 →未Aは単独で有効に取消可、取消の効果として宝石の返還請求可、  
 相手方Cが即取の要件を満たせば返還請求不可だが、有効な取引非該当で×  
 (イ) × 560-3参, 175-8 →他人物売買は所有者Bとの関係では無効であり、所有権はBにある、  
 BはAC間の契約の存否に拘わらず、所有権に基づく返還請求可  
 (ウ) ○ 120-2 →制能取消では現存利益を返還すれば足る、遊興費は非現存で返還不要  
 (エ) × 126-1, 122-1 →成年到達により追認可となるが、そこから5年間は取消権不消滅  
 (オ) ○ 125-1, 2 →制能が保護者の同意を得て履行請求、法定追認該当で、以降取消不可
- 【13】 (1) × 11-1 →実質的要件を満たす場合の審判の必要性は争いあるが(最裁判例は必要説)、  
 請求権者が誰であるかによって要否を区別するものではない  
 (2) × 11-2, 177-4参 →自動車の売買は13条行為該当で被保において取消可、  
 制能取消に第三者保護規定(-)で、善意の第三者出現後も同様  
 (3) × 20-1 →相手方が被保に催告し確答(-)、被保は単独追認権(-)で、効果は取消擬制、  
 cf. 保佐人に催告し確答(-)の場合は、単独追認権(+ )で、追認擬制  
 (4) ○ 120-1 →保証人は主債務たる金消契約の取消権者ではない、  
 cf. 主債務なき保証はあくなき推定で、主債務取消後も責任を負う場合有 446-1  
 (5) × 20-2 →単なる黙秘は詐術非該当、被保は自ら保証契約取消可、cf. 主債務取消は×
- 【14】 ア ○ 120-2 →制能取消では現存利益を返還すれば足る、天災で滅失は非現存で返還不要  
 イ ○ 119-1, 122-1, 126-1 →取消権は追認できるとき(法代では行為を知ったとき)から5年  
 で消滅、無効主張は時期的制限(-)  
 ウ × 11-2, 177-4参 →不動産の売買は13条行為該当で被保において取消可、  
 制能取消に第三者保護規定(-)で、善意の第三者出現後も同様  
 エ × 7-2 →成被の法代に同意権(-)、仮に同意あっても無効、行為は取り消しうる  
 オ × 20-2 →制能の詐術、相手方の誤信、因果関係が制能の詐術該当要件、  
 相手方悪意なら誤信(-)で要件不充足、取消可
- 【15】 (1) ○ 機社-2 →社員の議決権、G 1人1個、R 定別可、理事の議決権のみ2個も○  
 (2) ○? 機総-1 →一社では、理事、監事の選任、解任は社員総会決議による、  
 但し、設立時理事は定款 or 社員の議決権の過半数による 設立-3  
 (3) × 機総-1 →監事、一財では必要的機関だが、一社では任意的機関(G)  
 (4) × 商登レー設-1 →一社一財とも、理事の氏名 +代表理事の氏名住所の登記必要  
 (5) ○ 設立-1 →一社一財とも、定款作成、認証の上、主事所在地の設立登記で成立

- 【16】 (1) ○ 設立-2 →一社の社員資格に制限(-)、定款で定めて権社に社員資格を与えるのも○  
 (2) × 機社-2 →定款変更は社員総会特別決議事項、G 2/3以上、R 定款で加重可、軽減は×  
 (3) × 機社-2 →議決権の代理行使、書面投票、電子投票に付、定款で禁止不可  
 (4) × 機社-1 →定時社員総会の開催を2年に1回とする定款規定は無効  
 (5) ○ 機総-1 →一財では、監事は任意的機関だが(G)、設置しない旨の定款規定も○、  
 但し、理事会 or 会監設置一社では監事設置義務あるから、定別不可
- 【17】 (ア) ○ 機社-2 →社員の議決権、G 1人1個、R 定別可、各社員の議決権に差を設けうる  
 (イ) ○ 機理-3 →理事の復任、G ×、R 法人の許諾 or 已事あり +定款等で禁止(-)なら○、  
 定款により、理事の復任を禁止すること可  
 (ウ) × 機社-2 →定款変更は社員総会専決の、特別決議事項、cf. 一財は評議員会  
 (エ) ○ 解清-3 →定款で残余財産帰属権利者を具体的に定めず、指定方法のみ定めること可  
 (オ) × 不能-2 →法人の不法行為責任は強行規定、定別不可
- 【18】 ア ○ 30-1 →特別失踪、危難から1年経過により、利害関係人は失踪宣告申立可  
 イ ○ 25-1 →不在者が自ら管理人を置かないとき、家裁は利害関係人等の請求により、  
 財産管理に必要な処分を命じうる、不財の選任は必要な処分に含まれる  
 ウ × 30-1 →特別失踪では危難が去ったときに死亡擬制、cf. 普通失踪は期間満了時  
 エ × 30-1 →不財あっても失踪宣告請求可、不財は利害関係人として請求権者たりうる  
 オ × 30-1, 2 →生存 or 異時死亡の証明、本人 or 利の請求、家裁の審判で必要的取消、  
 取消前の双方善意の行為は失効しないが、取消請求不可となる訳ではない
- 【19】 1 × 30-1, 763-3 →失踪宣告を請求しうる他、3年以上の生死不明を理由に離婚の訴えも可、  
 前者の場合は死亡による婚姻解消、後者の場合は離婚解消となる 763-1  
 2 × 30-1, 2 →失踪宣告前は死亡擬制(-)で他人物売買、本人との関係では無効、善意でも同様、  
 cf. 宣告後、取消前の双方善意行為は取消により失効しない  
 3 × 30-1 →失踪宣告の効果は「みなす」であり、反証あっても宣告取消なければ覆らない  
 4 ○ 30-1 →同上、生存が判明しても宣告取消ない限り、死亡擬制の効果は覆らない  
 5 × 30-1 →宣告取消により、宣告はなかったことになる、A 死亡時 B 生存で相続可
- 【20】 ア × 30-2, 120-2 →失踪宣告取消の効果、善意の財産取得者は現存利益を返還すれば足る  
 イ × 30-2, 120-2 →同上、遊興費は非現存利益だが、生活費は現存利益で要返還  
 ウ ○ 30-2 →双方善意なら取消による失効(-)だが、一方善意なら失効、本人保護優先  
 エ ○ 30-2 →同上、善意が2ヶ連続しない限り×、但し、悪善善の場合は反対説もある  
 オ × 30-2 →同上、B Cが善意なら確定的権利取得、その後の転得者が悪意でも覆らない
- 【21】 (1) × 機理-3 →利益相反取引、社員総会 or 理事会の承認要だが、代表は原則どおり、  
 cf. 利益相反訴訟、G 監事が代表する、R 監事(-)の一社は社員総会で選任  
 (2) ○? 機総-1 →一社では、理事、監事の選任、解任は社員総会決議による、  
 但し、設立時理事は定款 or 社員の議決権の過半数による 設立-3  
 (3) × 不能-2 →代表機関による、職務との関連性(-)の、709該当行為、行為者が個人責任  
 を負う他、共同不法行為該当なら他の理事等も責任を負う 714-4  
 (4) × 機理-2 →理事の代表権に加えた制限は、善三に対抗不可、代表権制限の登記も×  
 (5) ○ 解清-1 →一社の解散決議は、社員総会専決の特別決議事項、定別不可
- 【22】 (ア) × 機理-1 →理事の員数、G 1人で足る、R 理事会設置一社 or 一財は3人以上  
 (イ) × 機理-3 →利益相反取引、社員総会 or 理事会の承認要だが、代表は原則どおり  
 (ウ) — →代表理事に付、補欠を選定しうるか否か不明  
 (エ) ○ 機理-3 →理事の復任、G ×、R 法人の許諾 or 已事あり +定款等で禁止(-)なら○  
 (オ) × 機理-1 →一社の理事の任期、G 2年目の定社終結まで、R 定款 or 社で短縮可
- 【23】 (1) × 設立-2 →一財では遺言による法人設立の意思表示可だが、遺言による定款作成は×、  
 遺言による財産拋出の場合の財産帰属時期に関する記述は正しい 設立-4  
 (2) × 機社-2 →定款変更は社員総会(一社)、評議員会(一財)による、行政庁の許可不要  
 (3) × 機総-1 →理事の選解任、一社では社員総会、一財では評議員会、定款規定不要  
 (4) × 解清-3 →残余財産の帰属、定款規定 →社員総会or評議員会決議 →国庫帰属の順、  
 旧法と異なり、理事が行政庁の許可を得て類似目的のために処分するのは×  
 (5) × 機理-3 →利益相反取引、社員総会 or 理事会の承認要だが、代表は原則どおり

- 【24】 (1) × 権能-2 →一般法人の権能、始期は主事における設立登記時、終期は清算終了時  
 (2) × 解消-1 →清算法人を裁判所の監督する旨の規定廃止、行政庁の監督も(-)  
 (3) × 設立-2 →旧法上の寄附行為の補充規定は削除された  
 (4) × 設立-2参 →定款の記載事項には、登記事項と非登記事項有、登記事項は変更登記なくして対抗不可だが、非登記事項は定款変更手続きのみで対抗可  
 (5) ○ 設立-2 →一社の社員資格に制限(-)、株式会社のみを社員として設立するのも○
- 【25】 (1) ○ 機総-1 →一社の監事、G任意機関、R理事会 or 会監設置一社は監事設置義務(+)、公益社団法人となる場合は理事会設置義務(+)  
 (2) × 解消-1 →一社一財に破産原因あるとき、理事は権利として破産申立可  
 cf. 清算法人の財産が債務完済不能となったとき、清算人に破産申立義務有  
 (3) ○ 機社-2 →社員の議決権、G 1人1個、R 定別可、出資一口1議決権とするのも○  
 (4) × 解消-3 →残余財産の帰属、社員総会で定める場合は、各社員への分配も可(通説)  
 cf. 社員に剰余金 or 残余財産の分配を受ける権利を与える定款規定は無効 設立-2  
 (5) ○ 33-1 →権利も義務も法人自体に帰属し、社員や財団管理者には及ばない
- 【26】 (1) ○ 設立-2 →目的は非営利であればよく、収益事業も可、登記も可、cf. 収益の分配は×  
 (2) × 解消-1 →解散決議は、社員総会専決の特別決議事項、定別不可  
 (3) - →改正法上、代表権を有するのは代表理事のみ  
 (4) ○ 不能-1, 2, 714-1 →非代表機関による行為、法人は715条の責任を負う、715は過失責任  
 (5) ○ 解消-1 →社員が1人もいなくなれば解散事由だが、1人になっても解散しない
- 【27】 (1) × 33-2 →権社財産の処分は、構成員の過半数同意とするのを原則とする  
 (2) × 33-3 →代表者個人名義の他、規約書に従い代表者でない構成員個人名義で登記も○  
 (3) × 33-3 →権社の負債は総有、権社財産のみが引き当てとなり、各構成員に責任(-)  
 (4) × 33-3 →同上、代表者による手形振出の場合も、代表者個人は責任を負わない  
 (5) × 33-3 →権社等は訴訟当事者能力(+)  
 だが、登記訴訟では代表者個人が当事者となる
- 【28】 正解3  
 ア(一社○、権社×、組合×) 33-1 →団体名義での登記は、法人格を有する一社のみ  
 イ(○○○) 33-1, 3, 667-3 →いずれも構成員の債権者が団体に拠出された財産持分の差押不可、  
 cf. 組合では、組合の債権者が組合員の個人財産に強制執行可  
 ウ(○○×) 33-1, 3, 667-3 →一社、権社では、団体の債権者に対し構成員は個人責任(-)だが、  
 組合では、各組合員が組合の債権者に対して個人的責任を負う  
 エ(○××) 設立-1, 33-2, 521--1, 2 →一社は主事における設立登記時、権社は要件充足時、  
 組合は諾成契約だから、組合契約締結時に成立する  
 オ(○××) 設立-2 →一社一財は非営利が要件だが、権社、組合の目的は制限(-)、営利も○
- 【29】 ア × 33-3 →権社の負債は総有、権社財産のみが引き当てとなり、各構成員に責任(-)  
 イ ○ 33-3 →権社財産の分割請求権、G×、R 構成員間で特段の合意(全員合意による総有  
 廃止)あれば○、cf. 組合では脱退時に金銭による払戻が認められる 667-3  
 ウ × 33-2 →構成員の資格要件を多数決で改正した場合、承諾(-)の構成員も拘束される  
 エ × 33-2 →構成員死亡の場合、相続人が当然にその地位を承継する旨の定めは○  
 オ ○ 162-1, 187-1 →権社として占有開始、後に法人格取得の場合、占有の選択的主張可
- 【30】 正解は3 公の秩序等に反しない慣習は法律と同一の効力を有するとの記述 175-2参  
 (1) 入会権は慣習に物権的効力を与えるもの、関係有 177-3参  
 (2) 田ざわり or 蔭打、判例によって肯定された慣習法上の物権、関係有  
 (3) 竹木の枝の切除、根の切取権、相隣関係上の権利であり慣習とは直接関係(-) 210-4  
 (4) 流水利用権、判例によって肯定された慣習法上の物権、関係有  
 (5) 明認方法、慣習法上認められた公示方法で、関係有
- 【31】 (1) ○ 90-2 →遺言、遺贈、寄附行為、所有権占有権の放棄は、相手方なき単独行為  
 (2) ○ 90-2 →同上  
 (3) ○ 90-2 →相殺は相手方ある単独行為、cf. 相殺契約は契約 505-5  
 (4) ○ 90-2 →追認、相殺、所占以外の権利放棄、免除、取消、解除は、相手方ある単独行為  
 (5) × 90-2 →贈与、死因贈与は契約、cf. 遺贈は相手方なき単独行為

- 【32】 (ア) ○ 93-1 →甲の行為は心裡留保、G有効、R相手方悪有なら無効、乙は善有で無効  
 (イ) × 94-1 →虚偽表示、甲乙間は無効、善意の丙出現後も同様、甲は乙の請求を拒絶可、  
 cf. 善三たる丙の請求を拒むのは×  
 (ウ) ○ 96-3 →脅迫取消に第三者保護規定(-)、甲は取消を善三たる丙に対抗可 cf. 詐欺  
 (エ) × 90-4 →取消は相手方ある単独行為、意思表示発信後、到達前の表意者死亡、  
 意思表示の効力に影響(-)で取消は有効、cf. 受領者たる乙死亡なら無効  
 (オ) ○ 90-4 →承諾の意思表示発信時、受領者は未成年者で意思表示の受領能力(-)、  
 G意思表示の効力(契約成立)対抗不可、R法代が知った後は対抗可
- 【33】 (ア) × 119-1 →詐欺によって錯誤に陥った場合、二重効肯定で任意選択可(通説、判例は×)  
 (イ) × 95-3, 119-2, 120-1 →無効は絶対的無効を原則とするが、錯誤は相対的無効で、無効の  
 主張権者は表意者のみ(G)、詐欺取消の取消権者は瑕疵ある意思表示をした者のみ  
 (ウ) × 119-2, 122-1 →無効行為も、無効原因が止んだ後に当事者が無効を知って追認すれば  
 非遡及的に効力発生、取消すべき行為は追認により確定的有効となる  
 (エ) ○ 119-1, 126-1 →無効主張の時期的制限(-)、取消権は5年、20年の消滅時効にかかる  
 (オ) ○ 119-1, 177-4参 →錯誤無効は第三者保護規定(-)で、誰に対しても主張可、  
 詐欺取消は、善意の第三者に取消対抗不可
- 【34】 ア × 20-1参 →制能取消では相手方保護制度としての催告権 + 追認 or 取消擬制あるが、  
 詐欺にはない、詐欺取消の相手方は詐欺をした当事者であり、保護の必要(-)  
 イ ○ 125-1, 2 →取消権者による請求は125条所定事由だが、異議(+)なら法定追認不発生  
 ウ ○ 126-1 →追認可から5年の他、追認の可否に拘わらず行為から20年で時効消滅する  
 エ ○ 96-2 →善三出現後も取消可、登記がBにあれば抹消請求可、cf. Cが取消前の善三の  
 場合は対抗不可、取消後の第三者の場合は二重譲渡で処理、Bへの抹消請求可  
 オ × 120-2, 703-2 →詐欺の表意者は善意の不当利得者で、現存利益返還で足る、利息不要
- 【35】 ア ○ 94-6 →Cは単なる一般債権者であり94Ⅱの第三者非該当、Aによる無効主張可  
 イ ○ 94-6 →土地の仮装譲受人が建てた建物の賃借人は94Ⅱの第三者非該当、"  
 ウ × 94-4 →差押権者は物的支配権能取得で94Ⅱの第三者該当、Aによる無効主張不可  
 エ × 94-2 →悪意の第三者からの、善意の転得者、94Ⅱの第三者として保護される  
 オ × 94-2 →善意の第三者からの、悪意の転得者、絶対的構成で保護される
- 【36】 第三者が善、転得者が悪の場合、I説は保護(絶対的構成)、II説は保護しない(相対的構成)  
 ア 第2説 94-2 →II説ではDが善意なら保護され悪意なら保護されない結果となるが、  
 綿密な調査を行って悪意となれば保護されず、調査を怠った善意者は保護され不当  
 イ 第2説 94-2 →II説によればCは善意者に対してしか処分しえず、譲渡性等を害す  
 ウ 第2説 94-2 →II説では、善意のCは、権利を取得し得なかったDから他人物売主として  
 の担保責任を追及される結果となり、善意のCが害される 560-3  
 エ 第2説 94-2 →II説では、Cとの関係において消滅した権利が、Dとの関係で復活する  
 オ 第1説 94-2 →I説では善意者を介在させることにより、悪意者の権利取得が可能となる
- 【37】 ア ○ 94-3, 177-17 →94Ⅱの第三者は善意なら登記なくして所有権取得を当事者に対抗可  
 イ × 94-3, 177-17 →CとDが対抗関係となり、双方とも登記なくして対抗不可、  
 仮装譲受人たるBは無権利者であり対抗関係の当事者たり得ない  
 ウ ○ 94-2 →悪意の第三者からの転得者が善意の場合、94Ⅱの第三者として保護される  
 エ ○ 94-4 →差押権者は物的支配権能取得で94Ⅱの第三者該当  
 オ × 94-4 →仮装債権の譲受人は94Ⅱの第三者該当、債権譲渡の対抗要件要だが無承不要
- 【38】 第三者が善、転得者が悪の場合、絶対的構成はDを保護し、相対的構成は保護しない  
 ア 適切 94-2 →善意のCが担保責任を追及され不当は、Dを保護しない説への批判となる  
 イ 不適切 94-2 善意者の介在により悪意者が権利を取得し不当、Dを保護する説への批判  
 ウ 適切 94-2 →悪意のDを保護しないなら、設定者Cには抵当権の無効を主張し得ず、  
 抵当権者Dには抵当権の無効を主張しうることとなり複雑  
 エ 適切 94-2 →悪意のDを保護しなければCは善意者にしか処分不可となり譲渡性を害す  
 オ 不適切 94-2 →悪意のDを保護する立場も、善意者の介在が信義則に反するような場合  
 にはDを保護しないことになるが、その基準が曖昧だと批判される

- 【39】 1 ○ 100-3 →代理人が制能を復代理人として選任することも可、効果は本人に及ぶ  
 2 × 104-1, 2 →原代理人が本人から代理人選任の代理権を授与されてる場合、  
 代理人選任は代理権の範囲内の行為であり復代理ではない、104条の適用(-)  
 3 × 104-2 →本人の指名の場合、G 責任(-)、R 不適任不誠実の場合の通知解任懈怠責任(+)  
 4 × 104-1 →復代理権の範囲は、原代理権の範囲内で復代理人選任時に定めるのであり、  
 権限の定めなき代理人同様の代理権となるものではない 103-1  
 5 × 104-1 →復代理人は本人の代理人となる、代理行為に際しては本人の名を示せば足る
- 【40】 ア 使 99-2, 100-2 →意思の欠缺や重過失の存在、代理は代理人、使者は本人の内心で判断  
 イ 代 192-4, 100-2 →法律効果に影響を与える善悪等、代理は代理人、使者は本人で判断  
 ウ 使 100-3 →使者は権能のみ、本人は行能要、代理人は意能要、本人は権能のみ  
 エ 代 99-2 →意思表示の決定権限、代理では代理人、使者では本人にある、使者へ付与×  
 オ 代 99-2, 104-2 →復任権、代理ではG×、R本人の許諾と已事で○、使者では○
- 【41】 ア × 96-3, 125-1, 466-4 →強迫による意思表示は取消可、相手方による債権譲渡は法定追認  
 非該当、譲渡通知時に取消権が存在すれば通知後に取消可  
 イ × 96-1 →詐欺は欺罔者の故意が要件、売主も騙されていた場合は故意(-)で詐欺不成立  
 ウ × 96-1 →第三者による詐欺、相手方善意(無過失)なら取消不可  
 エ ○ 99-2, 100-2 →代理では、意思表示の瑕疵は代理人につき判断する、本人は取消可、  
 cf. 特定の法律行為の委託による代理該当なら、悪意の本人は取消不可となる  
 オ ○ 100-3 →代理人は行為能力不要、代理人が制能であることを理由に契約取消不可、  
 cf. 代理権授与にかかる契約の取消は○
- 【42】 正解3 ア 内心的効果意思 イ 真意 ウ 要素 エ 動機 オ 動機 95-1  
 →一元説では真意(錯誤がなければ有した意思)と表示を比較して錯誤の成否を判断し、  
 二元説では内心的効果意思と表示を比較して錯誤の成否を判断する、  
 一元説では動機の錯誤も錯誤となり錯誤となる場合を広く認めすぎるとの批判あるが、  
 要素の錯誤該当性を検討するから認めすぎにはならないと反論される、  
 二元説では動機の錯誤が常に錯誤にあたらぬことになりかねないが、  
 動機が表示されてれば錯誤にあたるとする、  
 いずれの立場も動機の錯誤が錯誤たりえ、意思表示の効力に影響を及ぼす点は同じ
- 【43】 ア × 94-6 →土地の仮装譲受人が土地上に建てた建物の賃借人は、9 4 IIの第三者非該当  
 イ ○ 94-2 →悪意の第三者からの転得者が善意の場合、9 4 IIの第三者として保護される  
 ウ × 94-5, 466-8 →債権仮装譲渡の場合の債務者は9 4 IIの第三者非該当、債務者の無留保  
 承諾あっても同様、無承は無効な債権譲渡の瑕疵を治癒するものではない  
 エ ○ 94-4 →仮装売買の代金債権は仮装債権、仮装債権の譲受人は9 4 IIの第三者該当  
 オ ○ 94-4 →B C間債権の仮装譲渡、仮装譲渡された債権の差押権者は9 4 IIの第三者該当
- 【44】 (ア) × 95-3 →錯誤無効の主張権者は表意者のみ(G)、表意者に重過失あれば誰も主張不可  
 (イ) ○ 119-1→詐欺によって要素の錯誤に陥った場合、錯誤無効、詐欺取消いずれも主張可  
 (ウ) ○ 95-3 →錯誤無効の主張権者は表意者のみ(G)、9 5は錯誤の表意者保護が目的  
 (エ) × 192-3 →錯誤による取引は、有効な取引非該当で、即時取得の要件不充足  
 (オ) × 95-3→錯誤の表意者に過失あり相手方が損害を被った場合、709条の損害賠償請求可
- 【45】 ア ○ 95-3 →95条は身分行為には適用(-)、資産状態等が動機として表示されていても×  
 イ ○ 95-3 →100万円の手形を100万円と誤信して裏書きした場合、  
 錯誤を理由に償還義務の履行を拒みうるのは100万円を超える部分のみ  
 ウ × 95-3 →錯誤無効の主張権者は表意者のみ(G)、表意者に重過失あれば誰も主張不可  
 エ ○ 95-3 →和解や調停により止めることを詔した争いの目的に錯誤、9 5の適用(-)  
 オ × 915-2 →相続の承認放棄に付、要素の錯誤や申述書の偽造による無効主張可
- 【46】 ア ○ 95-3, 560-2, 6 →特定物売買における原始的一部不能は、錯誤 or 瑕疵担保責任の問題、  
 錯誤の効果は(相対的)無効、瑕疵担保責任の効果は解除 or 損害賠償  
 イ × 119-1, 560-6 →無効主張の時期的制限(-)、瑕担は瑕疵を知ってから1年で除斥期間  
 ウ ○ 560-2 →原始的一部不能が要素の錯誤である場合、判例は錯誤優先説だが、  
 本枝の記述等を理由とする瑕疵担保責任優先説もある  
 エ × 560-2 →錯誤なら契約は無効、担保責任なら契約は有効、減額に等しい柔軟な解決や、  
 取引の安全保護に繋がるのは契約を有効とする瑕疵担保責任優先説  
 オ × 95-3 →表意者に重過失なければ錯誤無効主張可、無過失は要求されない

- 【47】 (1) ○ 119-1 →詐欺によって要素の錯誤に陥った場合、錯誤無効、詐欺取消いずれも主張可  
 (2) ○ 96-2 →詐欺の善三は保護されるが、善三出現後も取消可、不当利得返還請求権取得  
 (3) ○ 119-1 →強迫により意思能力を喪失した場合、取消主張、無効主張いずれも可、  
 無効は取消と異なり、無効を主張する必要なし(G)  
 (4) × 96-3 →第三者による強迫、相手方の善悪に拘わらず取消可、cf. 第三者による詐欺  
 (5) ○ 96-2 →抵当権が詐欺によって放棄された場合の後順位者は96Ⅲの第三者非該当、  
 詐欺による外観を信頼して新たに取引に入った者ではない
- 【48】 ア ○ 96-2 →抵当権が詐欺によって放棄された場合の後順位者は96Ⅲの第三者非該当  
 イ × 96-2 →取消後の第三者との関係、96Ⅲの適用(-)、善悪不問、対抗要件で決す  
 ウ ○ 96-3 →強迫取消に第三者保護規定(-)、取消対抗可、cf. 取消後の第三者は対抗関係  
 エ × 96-2 →詐欺の善三は保護されるが、善三出現後も取消可、不当利得返還請求権取得  
 オ ○ 96-1 →第三者による詐欺、相手方Cが善意(無過失)なら取消不可
- 【49】 (1) ○ 100-3 →授權行為の基礎たる契約は取消可、cf. 代理人と相手方との契約は取消不可  
 (2) × 100-3 →代理人が制能である場合、代理人相手方間の契約取消不可、成被でも同様、  
 代理人成被で意思能力を欠く場合の無効主張は○  
 (3) ○ 104-2 →任意代理では本人の許諾 or 已事あれば復任可、選任監督責任を負う(G)  
 (4) ○ 108-2 →代理人死亡により代理権は当然に消滅(G)、消滅しない旨の特約は○  
 (5) ○ 108-1 →本人の利益を害するおそれない場合該当で、双方代理は禁止されない
- 【50】 ア × 93-2, 100-2 →代理権の濫用は代の心裡留保と構成、G有効、R相手方悪有なら無効  
 イ ○ 560-8, 100-2 →瑕担は善無が要件、法律効果に影響を与える善悪等は代理人で判断(G)  
 ウ ○ 100-1 →顕名を欠く代理の効果帰属先、G代理人、R相手方悪有なら本人、本枝はR  
 エ × 110-2 →夫婦の日常家事債務と110条の表見代理との関係、判例は110条趣旨類推説、  
 行為が夫婦の日常家事の範囲内である点につき善無でない限り保護されない  
 オ × 機理-2 →理事の越権行為、G法人に効果帰属(-)、R定款等による制限につき相手方善  
 or 定款等による制限につき悪だが、今回の取引の代表権につき善無、で(+)
- 【51】 (1) × 104-2 →法定代理人は自由に復任可、G全責任、R已事あれば選任監督責任のみ  
 (2) × 104-2 →任意代理の復任権、G×、R本人の許諾 or 已事あれば○  
 (3) × 100-3 →代理人は能力者たることを要せず、意思能力あれば未や成被も○  
 (4) × 104-1 →復代理人は本人の代理人であり、本人の名において代理行為をする  
 (5) ○ 104-2 →A B間 or A C間の代理権消滅事由、B C間の契約関係消滅で、復代理権消滅
- 【52】 (1) × 104-2 →任意代理の復任権、G×、R本人の許諾 or 已事あれば○  
 (2) × 104-1 →復代理人選任後も原代理人は代理権を失わず、同等の立場で代理行為可  
 (3) × 104-2 →任意代理では本人の許諾 or 已事あれば復任可、選任監督責任を負う(G)  
 (4) ○ 104-2 →法定代理の復任の責任、G全責任、R已事あれば選任監督責任のみ  
 (5) × 104-1 →復代理人は本人の代理人、代理行為に際しては本人の名を示せば足る
- 【53】 (ア) ○ 104-2 →任代の復任権、G×、R本人の許諾 or 已事あれば○、已事あれば許諾不要  
 (イ) × 104-1 →復代理人は本人の代理人、代理行為に際しては本人の名を示せば足る  
 (ウ) × 104-1 →復代理人選任後も原代理人は代理権を失わず、同等の立場で代理行為可  
 (エ) ○ 104-2 →任意代理では本人の許諾 or 已事あれば復任可、選任監督責任を負う(G)  
 (オ) × 104-2 →A B間 or A C間の代理権消滅事由、B C間の契約関係消滅で、復代理権消滅
- 【54】 ア × 104-1 →復代理人選任行為は代理行為ではなく、原代理人は自己の名において選任  
 イ × 104-1 →復代理人選任後も原代理人は代理権を失わず、同等の立場で代理行為可  
 ウ ○ 104-1 →Cは、A B双方に対して引渡義務を負うが、一方に引き渡せば免責される  
 エ × 104-2, 643-3 →B C間の関係は委任であり相互解除可、  
 105 I の解任懈怠責任はBがCを解任しうることを前提とする  
 オ ○ 104-1 →B死亡によりBの代理権が消滅すれば、Cの復代理権も当然に消滅する
- 【55】 (1) × 100-1 →代理権と代理行為のみ立証した場合、効果帰属先は代理人となる  
 (2) ○ 100-1 →丙は契約の事実を証明すれば乙への履行請求可、乙は代理権、代理意思、  
 丙の悪有を立証すれば100但により、自己への効果帰属を免れうる  
 (3) × 100-1 →同上、丙が乙の請求を排除するには代理意思と自己の悪有の立証要  
 (4) × 100-1 →同上、丙が甲に請求、代理行為、代理権、代理意思と自己の悪有の立証要  
 (5) × 100-1 →同上、全部を立証すれば100但により甲に請求可

- 【56】 (1) × 100-2, 560-3, 415-3 →他人物売買の履行不能で売主に帰責(-)の場合、担保責任としての損害賠償請求は、代理人が善意の場合のみ可だが、本枝は売主の帰責(+)で債務不履行の問題、代理人の善悪不問で損害賠償請求可  
 (2) ○ 96-1, 100-2 →意思表示の瑕疵は代理人で判断、代が悪意なら錯誤(-)で詐欺不成立  
 (3) ○ 125-1 →取り消しうる行為に付、本人が詐欺を知った上で履行請求、法定追認該当  
 (4) ○ 100-2, 560-3 →売主に帰責(-)で担保責任の問題、G代理人が善意なら損害賠償請求可  
 R特定の法律行為の委託による代理なら、代理人の善意+本人の善無が必要
- 【57】 (1) × 114-1 →追認の意思表示はB(無権代理人)、C(相手方)いずれにも可だが、Bにした場合は、Cが追認の事実を知るまでは、Cに対抗不可  
 (2) × 114-1 →Bにした追認はCに対抗不可だが(G)、Cが追認の効果を主張するのは○  
 (3) ○ 113-1 →単独行為の無権代理、相手方ない単独行為では、常に確定的無効  
 (4) × 113-1 →相手方ある単独行為の無権代理、能動代理では、相手方が同意 or 代理権を争わなかったときに限り、契約の無権代理同様の効果となる、異議(+)なら追認不可  
 (5) × 113-2 →無権代理人が本人を単独相続した場合、無権代理行為は当然に有効となる
- 【58】 (1) × 114-3, 5 →Cの催告権は悪意でも○、期間内に確答到達(-)なら拒絶擬制  
 (2) × 114-3, 5 →取消権は、C善意 +追認を知る前であることが要件  
 (3) × 114-1 →追認は黙示でも可、本人による履行請求は黙示の追認となる  
 (4) ○ 114-3 →Bにした追認はCが知るまで対抗不可だが、知った後は対抗可、取消は×  
 (5) × 114-1, 2 →追認により有権代理同様の効果となる、追認後CがBに請求するのは×
- 【59】 (1) ○ 114-3 →行為は無権代理、Cは悪意でも催告可、期間内に確答(-)なら拒絶擬制  
 (2) × 114-4 →追認拒絶によりAへの効果帰属(-)確定だが、無代が制能なら損賠請求不可  
 (3) ○ 109-1 →代理権消滅後の越権代理、C善無なら110+112の表見代理成立の余地有  
 (4) ○ 114-3 →取消により無効が確定する、Cによる取消権行使後、Aが追認するのは×  
 (5) ○ 114-3 →Bにした追認はCが知るまで対抗不可、Cは追認を知る前なら取消可
- 【60】 (1) ○ 110-1, 188-2 →占有により権利適法推定あるが、売却権限の存在は推定されない  
 (2) ○ 109-1 →無権代理として追認を拒絶されても、表見代理の要件充足なら主張可  
 (3) × 109-1 →無権代理の効果がAに帰属する場合、AはBに受領物の引渡請求可と共に、損害が発生すれば709 or 415を根拠にBに対して損害賠償請求可  
 (4) ○ 114-3, 5 →取消権は、C善意(善有含む) +追認を知る前であることが要件  
 (5) ○ 114-4 →無権代理人への責任追及は、履行 or 損害賠償、両方の請求は×
- 【61】 (1) ○ 110-1, 109-1→表見代理の要件充足の場合、CはAへの効果帰属選択可、Aは拒絶不可  
 (2) ○ 114-3, 5 →取消権は、C善意 +追認を知る前であることが要件、悪意なら取消不可  
 (3) × 114-3, 5 →Cの催告権は悪意でも○、期間内に確答到達(-)なら拒絶擬制  
 (4) ○ 114-2, 4 →追認拒絶によりAへの効果帰属(-)確定、Bへの責任追及は善無が要件  
 (5) ○ 114-4 →無権代理人への責任追及は、Cの善無と、Bが制能でないことが要件
- 【62】 (ア) × 93-2, 100-2 →代理権の濫用は代の心裡留保と構成、G有効、R相手方悪有なら無効、本人は相手方善無なら責任を負うが、善有なら責任を負わない  
 (イ) ○ 109-1, 114-4 →表見代理の要件を満たす場合、無権代理として処理するか表見代理を主張するかはCにある、責任追及されたBが表見代理主張は×  
 (ウ) ○ 110-2 →夫婦の日常家事債務と110条の表見代理との関係、判例は110条趣旨類推説、行為が夫婦の日常家事の範囲内である点につき善無なら保護される  
 (エ) × 112-1 →かつて代理権が存在すれば、取引実績はゼロでも表見代理成立の余地有、取引実績は相手方の善無認定の一基準となるにすぎない  
 (オ) × 113-2 →本人が無権代理人を相続した場合、本人の立場で追認拒絶可だが、無代の責任も相続する、相手方において善無の要件あるから実益(+)
- 【63】 1 × 113-2 →無権代理人の相続分については当然に有効となるとの記述、他の共相全員の追認ない限り有効とならないとの見解と、明らかに矛盾する  
 2 ○ 113-2, 249-2, 5 →(準)共有物の処分は全員合意による必要あるから、追認を全員でしなければならぬとの見解に添う  
 3 ○ 113-2 →追認を全員でする必要あるが、他の共同相続人全員が追認した場合に無代が追認を拒絶するのは信義則上×、設問の見解を前提とした信義則の問題、矛盾(-)  
 4 ○ 113-2 →全員による追認を要求しても相手方は不利益を被らないとの記述で、矛盾(-)  
 5 ○ 113-2 →設問の見解を前提とした、追認の効果に関する記述で、矛盾(-)

- 【64】 1 ○ 114-3 →Bにした追認はCが知るまで対抗不可、Cは追認を知る前なら取消可  
 2 × 114-1 →BがAの利益を図る意図を有しない場合であっても、Aは追認可  
 3 × 114-3 →催告権は悪意でも○、催告の相手方はA、期間内に確答到達(-)なら拒絶擬制  
 4 × 114-1 →追認の効果は遡及的有効、別段の意思表示により制限可だが、相手方の同意要  
 5 × 114-2 →追認拒絶によりAへの効果帰属(-)確定、再度の追認不可
- 【65】 ア ○ 114-4 →表見代理は相手方保護制度で、相手方に自由選択を認めるべき、根拠となる  
 イ × 114-4 →表見代理の効果は有権代理同様で、相手方の希望どおりの結果の筈だから、  
 表見代理の要件充足なら、無権代理の主張を認めるべきではない、根拠とならない  
 ウ ○ 114-4 →表見代理の立証は必ずしも容易でない、自由選択を認めるべき、根拠となる  
 エ ○ 114-4 →無代に非(+)、無代としての責任追及もやむをえない、根拠となる  
 オ × 114-4 →無代の責任は表見代理不成立の場合のみ、根拠とならない
- 【66】 ア ○ 113-2 →本人死亡、無代が単独相続、行為は当然に有効となる、相手方は返還請求可  
 イ × 113-2 →無代死亡、本人が単独相続、行為は有効とならず、本人の立場で追認拒絶可、  
 相手方は善無ではないから、無代への責任追及も×  
 ウ × 113-2 →本人死亡で共同相続、他の共同相続人全員が追認しない限り全体として無効  
 エ ○ 113-2 →本人死亡で共同相続、他の共同相続人全員が追認すれば、全体として有効、  
 無代は、信義則上、追認拒絶不可  
 オ × 113-2 →本人が追認拒絶後に死亡した場合、拒絶時点で無効確定、有効とはならない
- 【67】 ア × 192-2 →他人物売買(事例Ⅱ)は即時取得の原因たりうるが、無権代理(事例Ⅰ)は×  
 イ ○ 114-1, 119-2 →無権代理行為は追認により遡及的有効だが、  
 116条は非権利者が自己の名でした処分行為にも類推される  
 ウ ○ 113-2, 560-3 →無権代理人死亡、本人は追認拒絶可、  
 他人物売主死亡、所有者は諾否の自由を有し特段事情ない限り履行拒絶可  
 エ × 114-4, 560-3 →無権代理、無代と相手方との間に契約関係(-)で、債不責任は常に×、  
 117条に基づく無代への損害賠償も善無が要件(これは債不ではない)、  
 他人物売買、担保責任としての損害賠償は善意が要件だが、売主に帰責  
 あれば担保責任ではなく債務不履行の問題、善悪不問で損害賠償請求可  
 オ × 114-4, 560-3 →無権代理、本人に追認拒絶権あるが、善意の無代に取消権(-)、  
 他人物売買、善意の売主は自ら契約解除可、買主善意なら要損害賠償
- 【68】 ア 甲 114-4 →表見代理の要件充足の場合、本人が責任を負うのは当然だが、  
 無代についても責任を免れさせる理由はない、自由選択説(肯定説)の根拠となる  
 イ 乙 114-4 →無代の責任は表見代理不成立の場合の補充的なもの、否定説の根拠となる  
 ウ 乙 114-4 →表見代理の効果は有権代理同様で、相手方の希望どおりの結果の筈だから、  
 表見代理の要件充足なら、無権代理の主張を認めるべきではない、否定説の根拠  
 エ 乙 114-4 →表見代理のみなら、相手方は本人を訴えるしかなく、訴えられた本人は無代  
 を訴えることとなり、紛争解決手段として迂遠、否定説への批判となる  
 オ 甲 114-4 →表見代理の主張しか許されないなら相手方は負担、肯定説の根拠となる
- 【69】 ア ×(争)114-1, 125-1 →無権代理には法定追認は類推されない、黙示の追認と解する余地も  
 あるが、「追認したものとみなされる」は法定追認の表現で、出題者は×の意図と解す  
 イ × 114-4 →無権代理人への責任追及は契約関係の存在が前提、取消権行使後は×  
 ウ × 114-4 →責任追及された無代が、表見代理の主張は×、選択権は相手方にある  
 エ ○ 114-3, 5 →相手方による取消権、善意(有過失含む) + 追認を知る前、が要件  
 オ ○ 114-4, 521-7 →転売利益は履行利益、無代は履行利益の損害賠償責任を負う
- 【70】 ア ○ 113-2 →本人死亡、無代が単独相続、無権代理行為は当然に有効となる  
 イ ○ 113-2 →本人が追認拒絶後に死亡した場合、拒絶時点で無効確定、有効とはならない  
 ウ ○ 113-2 →本人死亡で共同相続、他の共同相続人全員が追認すれば、全体として有効  
 エ × 113-2 →本人が無代を単独相続した場合、本人の立場で追認拒絶可だが、  
 117による無代の責任も相続する、相手方において善無の要件あるから実益(+)  
 オ × 113-2 →本人と無代の双方の地位相続、無代→本人死亡の場合、行為は当然有効で、  
 相続人は追認拒絶不可、cf. 逆なら追認拒絶可と解される

- 【71】 ア × 114-3 →相手方の催告権は悪意でも○、期間内に確答到達(-)なら拒絶擬制  
 イ × 114-1 →無代の行為が錯誤無効であっても本人は追認可、錯誤は絶対的無効ではない  
 ウ ○ 114-3 →無代にした追認は相手方が知るまで対抗不可、Cは追認を知る前なら取消可  
 エ ○ 114-3 →善意の相手方の取消により行為は無効に確定、以降本人による追認不可  
 オ × 114-1 →追認の効果は遡及的有効、相手方の同意を得て別段の意思表示も○
- 【72】 (1) × 560-6, 100-2 →瑕疵担保責任は善無が要件、効果は目的不達の場合の解除と損害賠償、  
 法律効果に影響を与える善悪等は原則として代理人で判断するが、  
 特定の法律行為の委託による代理では、悪有の本人は代理人の善意主張不可  
 (2) × 100-3 →代理人は能力者たることを要せず、制能たる代理人の行為は取消不可  
 (3) × 104-2 →法代は自由に復任可、G全責任を負う、R已事あれば選任監督責任のみ  
 (4) ○ 100-1 →頭名を欠く代理の効果帰属先、G代理人、R相手方悪有なら本人  
 (5) × 104-1 →復代理人は本人の代理人、代理行為に際しては本人の名を示せば足る
- 【73】 ア × 100-2 →代理の本人が詐欺を行った場合、本人による詐欺となり、相手方は取消可、  
 本人の詐欺は第三者による詐欺非該当、代理人は取消前の第三者非該当  
 イ ○ 100-2 →特定の法律行為の委託による代理、悪有の本人は代理人の善意主張不可  
 ウ × 114-4, 100-2 →Dの行為は無権代理、相手方たるAが善無なら責任追及可だが、  
 Aの善悪はAの代理人Bで決まる、Bが善有ならAも善有となり、責任追及不可  
 エ ○ 93-2, 100-2 →代理権の濫用は代の心裡留保と構成、G有効、R相手方悪有なら無効  
 オ × 93-2, 100-2 →代理人と相手方との間の通謀、G無効、R本人が善無なら有効、  
 本人が善意であっても有過失なら無効主張可という意味で×
- 【74】 正解5 108-1  
 イ →自己契約、双方代理禁止は当事者保護を目的とする、故に本人の許諾で○となる  
 エ →108条違反の効果は無権代理、追認により有効となる 113-1参  
 オ →自己の代理人選任を契約の相手方に委任する場合、自己契約の実質で108類推の余地有  
 ク →登記申請の双方受託は、既に効力を生じた権利変動の公示にすぎず、許される
- 【75】 1 × 100-3 →代理人は能力者たることを要せず、制能たる代理人の行為は取消不可、  
 本人が、代理人が制能であることを知らなかった場合も同様  
 2 ○ 113-1, 110-1 →抵当権設定は無権代理であり、本人の追認ない限り無効、  
 相手方悪意で、表見代理成立の余地も(-)  
 3 ○ 93-2, 100-2 →代理権の濫用は代の心裡留保と構成、G有効、R相手方悪有なら無効  
 4 ○ 100-2 →代理人による詐欺は本人の詐欺に同じ、第三者による詐欺ではないから、  
 本人が善無であっても、相手方は取り消せる  
 5 ○ 100-2, 96-3 →第三者による強迫、相手方が善無であっても取消可、  
 代理では、意思表示の瑕疵は代理人で判断、代理人が強迫されれば取消可
- 【76】 (1) ○ 125-1 →能力回復後の債権譲渡は法定追認該当、以降取消不可  
 (2) ○ 20-2 →制能が詐術を用いた場合、取消権行使不可となる  
 (3) × 125-1 →取消権者側が請求すれば法追該当だが、相手方から請求を受けても非該当  
 (4) ○ 125-1, 2 →同上、請求は追認権ある者によってする必要有、cf. 制能単独ですれば×  
 (5) ○ 20-1 →未では催告の相手方は法代、確答不発信の効果は追認擬制、以降取消不可
- 【77】 (ア) ○ 20-1 →制能の能力回復後、催告の相手方は元制能本人、確答不発信は全て追認擬制  
 (イ) ○ 122-1, 125-1, 2 →制能が能力者となった後に担保提供、法定追認該当で取消不可  
 (ウ) × 114-3 →無権代理、相手方は善悪問わず催告可、確答不到達の効果は追認拒絶擬制  
 (エ) × 125-1, 2 →譲渡は法定追認事由だが、詐欺の事実につき不知なら追認不可であり、  
 追認不可の状態では125所定行為を行っても法定追認とはならない  
 (オ) × 113-2 →無権代理の本人死亡、無代が単独相続した場合、行為は当然に有効となる
- 【78】 ア × 122-1, 126-1 →取消権の消滅時効は追認可能より5年 or 行為より20年、  
 詐欺では騙されてる事実を知ったときが、5年の消滅時効の起算点となる  
 イ ○ 122-2, 120-2 →追認の相手方が確定してる場合、追認はその相手方に対してする、  
 契約目的物が譲渡された場合、意思表示の相手方は譲受人ではなく契約当事者  
 ウ ○ 125-1 →取消権者側が請求すれば法追該当だが、相手方から請求を受けても非該当  
 エ × 125-1 →債権者として履行を受けた場合、債務者として履行をした場合、いずれも該当  
 オ ○ 125-2 →取消権者による履行は125条所定事由だが、  
 行為に際して追認する意図はない旨表示すれば法追非該当

- 【79】 (ア) ○ 119-1, 703-1参 →取消可の契約は取消以前は有効であり、取消により契約の効力が遡及消滅しない限り、不当利得返還請求不可  
 (イ) × 119-1, 126-1 →無効は時期的制限(-)、取消は追認可より5年 or行為より20年で消滅  
 (ウ) × 119-2→錯誤無効の主張権者は表意者のみ+表意者に重過失あれば誰からも主張不可、心裡留保、虚偽表示の無効は善三に対抗不可  
 (エ) ○ 119-2 →無効行為の追認は不遡及を原則とするが、無権代理の追認、非権利者がした処分行為の追認、身分行為の追認は、遡及効(+)  
 (オ) × 125-1 →履行は、債権者として受けた場合、債務者としてした場合、いずれも法追
- 【80】 正解は3 120-2  
 →残金及び生活費や借金返済に充てた金は要返還、遊興費は返還不要
- 【81】 (1) ○ 7-2 →後見開始の審判も、その取消も、家事審判法による家裁のの審判必要  
 (2) ○ 30-1 →失踪宣告も、その取消も、家事審判法による家裁のの審判必要  
 (3) - 行政庁による許可は廃止された 解清-1参  
 (4) ○ 742-3 →婚姻取消は一定の取消権者から家裁に請求する方法によってのみ為しうる  
 (5) ○ 763-5 →離婚取消も婚姻取消同様、家裁に請求する方法によってのみ為しうる
- 【82】 (1) ○ 126-1 →5年20年の期間内に取消権を行使すれば、期間経過後も不当利得返還請求可、通常の債権は10年、所有権に基づく返還請求権は消滅時効にかからない  
 (2) × 122-1 →未成年者、被保、被助は、保護者の同意を得れば有効に追認可  
 (3) × 7-2 →成被の保護者に同意権(-)、仮に同意あっても行為は取消可  
 (4) × 122-1, 2→制能の保護者は追認権(+), 追認により行為は取り消せないことに確定する  
 (5) × 120-1 →制能本人は、意思能力ある限り単独で有効に取消可
- 【83】 (1) ○ 127-3 →不法条件は、停止条件、解除条件とも、全て無効、但し、損保等は有効  
 (2) × 127-3 →不能条件、停止条件は無効、解除条件は無条件  
 (3) ○ 127-3 →純粹随意条件、G有効、R債務者の意思のみにかかる停止条件は無効  
 (4) ○ 127-3 →既成の停止条件、条件既成就では無条件、不成就確定では無効  
 (5) ○ 127-3 →既成の解除条件、条件既成就では無効、不成就確定では無条件
- 【84】 (1) × 127-1 →条件成就の効果、G将来効、R当事者の特約で遡及させうる  
 (2) × 127-3 →不能条件、停止条件は無効、解除条件は無条件、無効に限らないから×  
 (3) × 127-3 →損保等、法律行為全体として不法性、反社会性を帯びない不法条件は有効  
 (4) ○ 127-3 →純粹随意条件中、債権者の意思のみに係る解除条件該当で有効、純粹随意条件でいう債権者とは、条件成就によって利益を受ける者をいう  
 (5) × 127-2 →条件成就の妨害、妨害者の故意、相手方の主張、法定条件以外、信義則違反で、相手方は条件成就とみなしうる、条件が法定条件の場合は×
- 【85】 (1) × 127-1 →条件成就の効果、G将来効、R当事者の特約で遡及させうる  
 (2) × 127-1, 505-5 →単独行為に条件、G×、R相手方の同意、相手方に不利益(-)なら○  
 (3) × 127-2 →条件成就を主張しうるのは相手方のみ、第三者は× 【84】(5)参  
 (4) ○ 127-3 →不法条件は、停止条件、解除条件とも、全て無効、但し、損保等は有効  
 (5) × 127-3 →既成の停止条件、条件既成就では無条件、不成就確定では無効、善悪不問
- 【86】 正解は1 127-1, 135-1  
 →事業が軌道に乗れば返す約束のXへの無償の住宅提供、  
 Bは不確定期限付使用貸借と考え、Aは解除条件付贈与と考える、  
 事業の成功が確定した場合に返還を要する点はいずれも同じだが、 521-3参  
 事業の成功以前にXが死亡した場合、使用貸借なら要返還、贈与なら返還不要となる  
 判例は、出世払い債務は原則として不確定期限であるとする
- 【87】 ア 停○ 解○ 127-1 →条件成就の効果、停止条件、解除条件とも将来効(G) 【85】(1)参  
 イ ○○ 127-3 →不法条件は、停止条件、解除条件とも、全て無効、但し、損保等は有効  
 ウ ○× 127-3 →純粹随意条件、G有効、R債務者の意思のみにかかる停止条件は無効  
 エ ○× 127-3 →不能条件、停止条件は無効、解除条件は無条件  
 オ ×○ 127-3 →既成条件の条件既成就、停止条件なら無条件、解除条件なら無効

- 【88】 ア × 127-1, 135-1 →不確実が条件、確実が期限だが、出世払い債務は不確定期限(判例)  
 イ × 127-3 →不法条件は、停止条件、解除条件とも無効、但し、損保契約等は有効  
 ウ ○ 127-2 →条件成就によって利益を受ける当事者が故意に条件を成就させた場合、  
 130条類推で、相手方は条件不成就とみなすこと可  
 エ ○ 135-1 →期限の利益放棄、放棄により相手方の利益を害さない限り認められる  
 オ × 127-1 →条件の成就 or 不成就の効果、G将来効、R特約で遡及させうる
- 【89】 ア ○ 30-2 →失踪宣告取消の効果、取消前の第三者たるCが保護されるには双方善意必要  
 イ × 25-1 →家裁が選任した不在者の財産管理人が103条の範囲を超える行為をする場合、  
 家裁の許可必要、不動産の売却代金を財産の管理費用に充てる目的でも同様  
 ウ ○ 30-1, 3-1 →失踪宣告は失踪者を死亡とみなす制度だが、権利能力喪失原因ではない、  
 被宣告者が宣告後に金消契約を締結すれば、当該契約は有効となる  
 エ × 25-1 →不在者が置いた管理人の家裁による改任は、不在者の生死不明の場合のみ  
 オ ○ 30-2, 120-2 →失踪宣告取消の効果、善意の財産取得者は現存利益を返還すれば足る
- 【90】 ア ○ 100-1 →代理意思を欠く代理の効果、相手方悪有なら無効、善無なら本人に効果帰属  
 イ ○ 100-1 →顕名を欠く代理の効果、相手方悪有なら本人A、善無なら代理人に効果帰属  
 ウ × 100-2 →代理人が相手方から詐欺を受けた場合、本人が詐欺を受けたのと同様であり、  
 本人は取り消せる、代理人による取消の可否は、代理権の内容による 120-2参  
 エ ○ 100-1 →顕名(-)でも、代理人が代理意思を有し、且つ相手方悪有なら本人に効果帰属  
 オ × 100-3 →代理人は能力者たることを要せず、代理行為は有効で本人に効果帰属する
- 【91】 ア ○ 90-1, 2 →一定の法律効果の発生を欲して意思を外部に表示する行為が意思表示、  
 契約の他、単独行為、合同行為を含む  
 イ × 90-1 →時効中断事由たる催告は、意思表示ではなく、準法律行為たる意思の通知、  
 通知する意思が、その行為から生じる法律効果以外のものに向けられている  
 ウ ○ 90-1, 242-3 →遺失物拾得は、意思を外部に表示する行為ではなく、意思表示非該当  
 エ × 90-1 →債権譲渡の通知は、準法律行為たる観念の通知、事実の通知にすぎない  
 オ × 90-1, 521-5 →貸家の公告は申込ではなく、申込の誘引、意思表示ではない
- 【92】 ア × 20-2 →単なる黙秘は詐術非該当で取消可 cf. 他の言動と相俟って誤信を強めた場合  
 イ ○ 4-5, 120-1 →制能自身も取消につき行為能力有、取消の意思表示の取消し不可  
 ウ × 125-1, 2 →制能が単独でした代金債権の譲渡は法追非該当、なおAにおいて取消可  
 エ ○ 125-1, 2 →法代による履行は法追該当で取消不可、制能の了解を得てする必要(-)、  
 cf. 能力回復後の法代による履行や、監督人付後見人による単独履行は非該当  
 オ ○ 20-1 →催告の相手方は意思表示の受領能力を有する法代、法代は単独追認権(+)で、  
 確答不発信の効果は追認擬制、以後取消不可、cf. 監督人付後見人の場合
- 【93】 ア ○ 96-1 →詐欺成立には、錯誤に陥らせる+意思表示をさせる、という二段の故意必要  
 イ × 96-1 →信義則上の告知義務が認められる場合は、単なる黙秘も詐欺となり得る  
 ウ ○ 90-3, 95-1 →彫刻甲の価値を誤信し、甲を買う意図で甲を注文、は動機の錯誤の問題  
 エ × 95-1 →動機の錯誤では、動機が相手側に表示された場合のみ、要素の錯誤となる  
 相手側への表示には、明示の他、黙示を含む  
 オ ○ 96-4, 120-2, 126-1 →詐欺取消では、善三保護規定有、5年 or 20年で消時、cf. 錯誤
- 【94】 ア × 114-3 →無権代理の相手方に催告権(+)だが、確答不到達の効果は追認拒絶擬制  
 cf. 相手方Cが善意なら自ら取消可、この場合は催告不要、但し追認前  
 イ × 114-1 →法定追認は無代には類推されない、行為を黙示の追認と解する余地あるが、  
 「法定追認について定めた規定の類推適用により」との記述は誤り  
 ウ × 114-1, 2 →無代による譲渡と本人の譲渡の競合は二重譲渡で処理、遡及効の制限(-)、  
 CD間の優劣は、譲渡の時期や、善悪不問、対抗要件の先後で決す  
 エ ○ 113-2 →拒絶前死亡、単独相続なら、無権代理行為が当然有効となるが、  
 本人が追認拒絶後に死亡した場合は、無権代理行為は有効とならない  
 オ ○ 114-4 →無代への責任追及に際し、故意過失を立証する必要(-)、cf. 不法行為責任

- 【95】
- ア × 90-4 → 公示意思表示は官報掲載等の日から2W経過時に到達擬制(G)、遡及効(-)
  - イ ○ 90-4 → 意思表示の相手方が未or成被のとき、G対抗不可、R法代が知った後は対抗可
  - ウ × 90-3 → 法人に対する意思表示につき、受領権限を有さない使用人等が受領した場合においても、到達有となる(判例)
  - エ × 94-5 → 仮装債権譲渡の債務者は94Ⅱの第三者非該当で無効主張可、通知をしても同様
  - オ ○ 90-2, 4 → 解除は単独行為、発信後、到達前死亡は意思表示の効力に影響(-)
- 【96】
- ア ○ 135-1 → 貸金債権の弁済を「債務者が結婚するまで猶予する」は、「不確定期限」(判例)、債務者が未婚のまま死亡すれば、「実現の見込みがなくなったとき」で期限到来
  - イ × 127-2 → 条件成就により利益を受ける当事者が故意に成就させた場合、相手方は条件不成就とみなしうる(130類、判例)
  - ウ × 135-1, 127-2 → 自己の婚姻を贈与の条件にかからしめるのは「停止条件」(判例)、後に婚姻が破綻しても信義則違反(-)で、130条の適用はない
  - エ × 587-1, 135-1 → 期限の定めがある消費貸借の貸主は、期限まで返還請求不可(G)、債権者の期限の利益である「利息」を放棄しても同様(債務者を害する)  
cf. 借主からの期限の利益放棄は、弁済期までの利息を支払えば○
  - オ ○ 127-1 → 条件付権利の各当事者は、条件の成否未定の間において相手方の利益を害してはならず、被侵害者は条件付の損害賠償請求権を取得する

【カコモン索引—総則】

3-1, 2, 3	【1】(1)(2)(4)(5)、【2】(1)(2)、【10】(2)、身【38】ア、身【85】イ、身【134】(1)、身【135】(2)、
4-1~5	【5】5、【8】(1)、【9】(4)(5)、【10】(3)(4)、【11】(ア)、【92】イ、
7-1, 2	【5】1、【6】アイ、【8】(2)(3)(5)、【14】エ、【81】(1)、【82】(3)
11-1~4	【5】1、【6】ウエオ、【8】(4)(5)、【13】(1)(2)、【14】ウ、身【102】エ、身【138】(ウ)、
15-1, 2, 3	【6】アオ、【8】(5)、
20-1, 2	【5】4、【11】(ウ)(オ)、【13】(3)(5)、【14】オ、【34】ア、【76】(2)(5)、【77】(ア)、【92】アオ、
25-1	【18】イ、【89】イ、
30-1, 2, 3	【18】アウエオ、【19】1~5、【20】ア~オ、【81】(2)、【89】アウオ、身【154】(4)、身【155】ウ、
33-1	【25】(5)、【28】アウ、
33-2, 3	【27】(1)~(5)、【28】イウエ、【29】アウエ、
35-1	【2】(3)(4)(5)、
設立-1~4	【15】(5)、【16】(1)、【23】(1)、【24】(3)(4)(5)、【26】(1)、【28】オ、
機総-1, 2	【4】(ウ)、【15】(2)(3)、【16】(5)、【21】(2)、【23】(3)、【25】(1)、
機理-1~4	【3】(1)、【4】(ア)(エ)、【7】12、【17】(イ)、【21】(1)(4)、【22】(ア)(イ)(エ)(オ)、【23】(5)、【50】オ、
機監-1	【4】(イ)(オ)、
機社-1, 2	【4】(カ)、【15】(1)、【16】(2)(3)(4)、【17】(ア)(ウ)、【23】(2)、【25】(3)、
権能-1.2	【24】(1)、
不能-1, 2	【3】(3)(4)、【7】34、【17】(オ)、【21】(3)、【26】(4)、債【129】(4)、
解清-1, 2, 3	【17】(エ)、【21】(5)、【23】(4)、【24】(2)、【25】(2)(4)、【26】(2)(5)、
85-1, 2, 3	物【102】5、物【11】134、物【80】5、物【81】イ、物【102】5、物【111】(2)~(5)、担【46】(5)、担【53】ア、
90-1, 2	【31】(1)~(5)、【91】ア~オ、身【140】ア、
90-3, 4	【32】(エ)(オ)、【95】アウオ、
93-1, 2	【32】(ア)、【50】ア、【62】(ア)、【73】オ、【75】3、
94-1~6	【32】(イ)、【35】ア~オ、【36】ア~オ、【37】ア~オ、【38】ア~オ、【43】ア~オ、物【43】24、【95】エ、担【89】(5)、債【19】(5)、債【52】(3)、債【58】ア、
95-1, 2, 3	【33】(イ)、【42】、【44】(ア)(ウ)(オ)、【45】ア~エ、【46】アオ、【93】ウエ、債【21】ウ、
96-1~4	【32】(ウ)、【34】エ、【41】アウ、【47】(2)(4)(5)、【48】ア~オ、【56】(2)、【75】5、【93】アオ、債【54】エ、
99-1, 2	【40】アオ、【41】エ、
99-3	債【118】ア、
100-1~3	【3】(2)、【5】3、【7】5、【9】(2)、【39】1、【40】アウ、【41】オ、【49】(1)(2)、【50】アウ、【51】(3)、【55】(1)~(5)、【56】(1)(2)(4)、【62】(ア)、【72】(1)(2)(4)、【73】ア~オ、【75】1345、【90】ア~オ、
104-1, 2	【39】2~5、【40】オ、【49】(3)、【51】(1)(2)(4)(5)、【52】(1)~(5)、【53】(ア)~(オ)、【54】ア~オ、【72】(3)(5)、身【141】エ、
108-1, 2	【49】(4)(5)、【74】
109-1, 2	【59】(3)、【60】(2)(3)、【61】(1)、【62】(イ)、
110-1, 2	【50】エ、【60】(1)、【61】(1)、【62】(ウ)、【75】2、

112-1	【62】(エ)、債【63】(1)、
113-1, 2, 3	【57】(3)(4)(5)、【62】(オ)、【63】1~5、【66】ア~オ、【67】ウ、【70】ア~オ、【75】2、 【77】(オ)、【94】エ、物【3】ウ、身【80】(3)、身【89】(2)、身【90】イ、身【164】エ、
114-1~5	【57】(1)(2)、【58】(1)~(5)、【59】(1)(2)(4)(5)、【60】(4)(5)、【61】(2)~(5)、【62】(イ)、 【64】1~5、【65】ア~オ、【67】イオ、【68】ア~オ、【69】ア~オ、【71】ア~オ、【73】ウ、 【77】(ウ)、【94】アイオ、
119-1, 2, 3	【14】イ、【33】(ア)~(オ)、【44】(イ)、【46】イ、【47】(1)(3)、【67】イ、【79】(ア)~(エ)、 身【1】(5)、身【8】イ、身【24】(3)、身【57】エ、身【59】イ、身【115】ウ、
120-1, 2	【9】(4)、【10】(5)、【11】(ア)(エ)、【12】(ア)(ウ)、【13】(4)、【14】ア、【20】アイ、【33】(イ) 【34】オ、【78】イ、【80】、【82】(5)、【92】イ、 身【89】(1)、身【131】(4)、身【138】(ウ)、
122-1, 2	【5】5、【11】(イ)、【12】(エ)、【14】イ、【33】(ウ)、【77】(イ)、【78】アイ、【82】(2)(4)、
125-1, 2	【12】(オ)、【34】イ、【41】ア、【56】(3)、【69】ア、【76】(1)(3)(4)、【77】(イ)(エ)、 【78】ウオ、【79】(オ)、【92】ウエ、
126-1	【12】(エ)、【14】イ、【33】(エ)、【34】ウ、【78】ア、【79】(イ)、【82】(1)、【93】オ、
127-1, 2, 3	【83】(1)~(5)、【84】(1)~(5)、【85】(1)~(5)、【86】、【87】ア~オ、【88】アイオ、【96】イ、 身【140】オ、
135-1	【86】、【88】アエ、【96】アウエ、担【86】ア、担【87】エ、債【2】(4)、債【4】イ、
138-1, 2	債【2】(2)、債【4】ア、